

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 消 防 ・ 救 急 課 長

はしご車等の訓練に関する留意事項について

先般、はしご車の訓練中、消防隊員がジャッキ（アウトリガー）収納時に、ジャッキ（アウトリガー）と車体の間に挟まれ死亡する事故（岐阜県）が発生しました。事故原因の詳細については、現在調査中ですが、今後このような事故を再発させないよう、はしご車等の消防車両等の訓練について安全管理の徹底を期する必要があります。

車両訓練をはじめ、訓練時においては、指揮者・隊員ともに十分訓練行動の内容を理解して、訓練の実施に伴う危険要素を的確に把握し、安全管理のため万全の対策を講じ、安全管理の徹底を図ることが要請されます。

訓練時の安全管理については、これまで「安全管理体制の整備について」（昭和58年7月26日付消防消第90号消防課長通知）により、また、はしご車等の消防車両の操作等については、「消防操法の基準」（昭和47年5月11日消防庁告示第2号）に基づき、安全管理体制の推進及び事故防止の徹底を図っていただいているところですが、今後このような事故が発生しないよう訓練時における安全管理体制の再点検、訓練時における安全管理マニュアルの徹底等について万全の措置を講じる必要があります。

つきましては、上記事項等に留意し、安全管理体制の一層の徹底を図り、事故防止に努めるよう貴都道府県内の市町村（消防事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対し、周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁消防・救急課 職員第一係 鈴木・平内 TEL：03-5253-7522 FAX：03-5253-7532
--